

新旧対照表

修正箇所	新	旧
表紙	令和5年(2023年)6月	令和5年(2023年)1月
P2 【一式工事】とは	【一式工事】とは 【要綱第9注2】	【一式工事】とは 【要綱第8注2】
P11 欠格要件 8	・建設工事の施工に関する法令違反、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令違反(建設業法施行令第3条の2に規定する建築基準法、 宅地造成及び特定盛土規制法 、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法。)	・建設工事の施工に関する法令違反、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令違反(建設業法施行令第3条の2に規定する建築基準法、 宅地造成等規制法 、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法。)
P12 建設業法施行令第3条の二 二	宅地造成及び特定盛土規制法 (昭和三十六年法律第九十一号) 第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第五十五条第一項(第四号に係る部分に限る。)	宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律第九十一号) 第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第二十六条
P51 表4-3 III営業所の確認書類(般・特新規、業種追加、更新及び変更届において変更がない場合は除く。) (1) 営業所の写真	営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近、営業所の内部及び標識(規則第25条第2項前段に規定するもの。新規許可申請の場合は除く。ただし、 新規後初回の般・特新規、業種追加、更新のいずれか及び営業所の新設 の場合は必要。)が掲示されていることが確認できるもの。A4版の紙に貼付し、余白に営業所の名称、撮影年月日及び自己所有又は賃貸借等の別を記載する。	営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近、営業所の内部及び標識(規則第25条第2項前段に規定するもの。新規許可申請の場合は除く。ただし、営業所の新設の場合は必要。)が掲示されていることが確認できるもの。A4版の紙に貼付し、余白に営業所の名称、撮影年月日及び自己所有又は賃貸借等の別を記載する。
P55 表5 建設業許可後の各種届出 No.15 決算等 ⑧	⑧附属明細表(様式第17号の3) (*規則第4条第1項第8号に規定する小会社を除く)	⑧附属明細表(様式第17号の3) (*規則第4条第1項第9号に規定する小会社を除く)
P72 様式第六号 誓約書 記載例 2欠格要件 8	・建設工事の施工に関する法令違反、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令違反(建設業法施行令第3条の2に規定する建築基準法、 宅地造成及び特定盛土規制法 、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法。)	・建設工事の施工に関する法令違反、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令違反(建設業法施行令第3条の2に規定する建築基準法、 宅地造成等規制法 、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法。)
P103 様式第二十二号の二 記載要領 15、17	文章が見切れていたため修正。	